

# 第3期教育振興基本計画への 学校保健分野の追加要望

平成29年9月28日

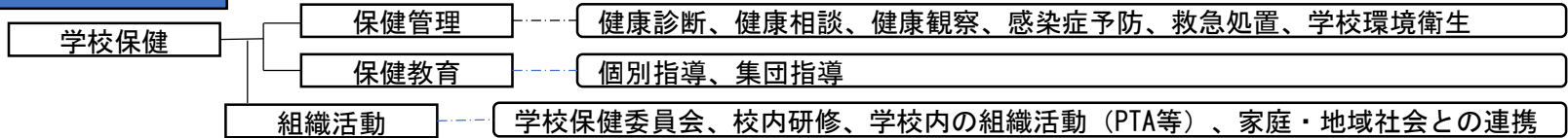
中央教育審議会 総会

委員 横倉 義武

〔日本学校保健会 会長〕  
〔日本医師会 会長〕

# 学校保健の現状と課題

## I. 学校保健体系



## II. 学校保健の課題

### 保健管理

#### 文部科学省、教育委員会等

・養護教諭関係  
教員定数による養護教諭複数配置基準の見直しと研修体制の拡充 等

・食育関係  
栄養教諭の配置促進 等

・学校保健統計集計管理

・感染症その他学校の危機管理に関する対応

・学校安全に関する対応

・特別支援に関する対応

・教職員の働き方・ストレスチェック 等

・学校保健会との協働 等

#### 生活習慣に関連

1. 肥満、やせ
2. 睡眠
3. 運動習慣
4. ネット依存
5. 小児生活習慣病対策
6. その他

・う歯対策 等

・メンタルヘルス  
スクールカウンセラー 等

学校医・学校歯科医・学校薬剤師の活用

### 保健教育

1. がん教育
2. 薬物乱用防止教育
3. 性に関する指導
4. 保健体育
5. その他

#### 健康診断

1. 健康診断の適切な施行と事後措置
2. 健康診断結果の有効活用
3. 色覚などの取り扱い 等

#### 現代的健康課題

1. いじめ
2. 不登校
3. 性の問題行動
4. アレルギー疾患
5. 運動の二極化
6. ネット依存
7. 脳脊髄液減少症候群
8. その他

#### 感染症対策

1. 感染症の監視と予防
2. 感染症拡大防止 等

#### 救急処置

1. 保健室で行われるもの
2. AED
3. 医療機関への搬送 等

#### 学校環境衛生の遵守

1. 教室等、飲料水、学校の清潔に関するもの
2. プールに係る環境衛生 等

### 組織活動

学校内組織活動

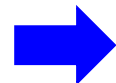
地域社会との連携 等

学校安全の推進

地域ぐるみの学校安全体制整備 等

## 第3期教育振興基本計画への追加要望項目

- 要望1 第1部 我が国における今後の教育政策の方向性  
IV 今後の教育政策に関する基本的な方針  
5.教育政策推進のための基盤を整備する  
【資料4 - 5 (28頁)】

-  ① (子供の健康を守る仕組みの構築と拡充) として項目を独立させ、「児童生徒の健康を守るという同じ目的のために連携する仕組みを構築すること」を追加する
- ② 教員の働き方改革に関連し、学校現場で中核的な活動をする養護教諭の複数配置基準の見直しと研修体制の拡充等により、質と量を確保する

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性  
 IV 今後の教育政策に関する基本的な方針  
 5.教育政策推進のための基盤を整備する

5. 教育政策推進のための基盤を整備する

【現状】

(教育政策推進の基盤)

- 教育の目指すべき姿の実現に向け、教育政策を推進するためには、学校指導体制の整備や ICT の利活用の促進、安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革、大学の財政基盤の確立や各高等教育機関の機能強化、日本型教育の海外展開など、良好で質の高い基盤を整備することが重要である。併せて、教職生活の全体を通じて学び続ける教員を支援するため、教職大学院における現職教員の教育・研修機能の強化を推進していくことが重要である

(新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等)

- 新しい教育課程の実施を含めた次世代の学校教育は、教職員の在り方にかかっており、障害のある子供や日本語能力が十分でない子供への対応をはじめとした個々の課題に適切に対応しつつ、社会に開かれた教育課程の実現等による質の高い教育の提供に向け、小学校専科指導をはじめとする学校の指導体制を整備していくことが必要である。
- 日本の教員は、教科の指導や生徒指導、部活動などを一体的に行っており、その教育方法は国際的にも高く評価されているが、負担も大きいことが指摘されている。複雑化・多様化する課題に対応しつつ教育の質を保証し、社会に開かれた教育課程を実現していくためにも、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力を育成するなど、新しい時代の教育を担うための教員を養成するとともに、チームとしての学校を実現するための体制を構築することが必要である。併せて、学校・家庭・地域がそれぞれの立場から子供の教育に責任を持ち、それぞれの教育機能をいかに発揮し、相互に連携協力しながら子供を支え、育むことが重要である。

- 特に、昨今の児童生徒をとりまく諸課題の状況等を踏まえると、メンタルヘルス、アレルギー疾患等の健康課題や、自然災害、交通事故、犯罪、国民保護等の非常時の対応等の安全上の課題など、学校だけでは対応が困難な課題が数多くある。教育委員会、首長部局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校保健会、警察等が連携し、それぞれが専門性を生かしつつ、組織の壁を超えて学校の課題解決に取り組むことが重要である。また、学校現場における業務の適正化を通じて、教員一人一人が持っている力を高め、発揮できる環境を整えていくことも重要である。

- こうした学習指導体制の整備を基軸としながら、各学校において子供の目線も踏まえ創意工夫をこらした特色ある学校づくりを行っていくことが必要である。

【変更】

(子供の健康を守る仕組みの構築と拡充)【項目独立】

- 児童生徒を取り巻く環境が変わり新たな健康課題が出てきたとき、学校だけでは対応に限界があり、各自治体の教育委員会は、学校保健会、医師会、薬剤師会、歯科医師会といった学校保健に関係する組織の十分な協力を得て、児童生徒の健康を守るという同じ目的のために連携する仕組みを構築することが必要である。その際、学校現場で中核的な活動をする養護教諭の複数配置基準の見直しと研修体制の拡充等により、質と量を確保することも重要である。

(教育政策推進の基盤)

- 教育の目指すべき姿の実現に向け、教育政策を推進するためには、学校指導体制の整備や ICT の利活用の促進、安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革、大学の財政基盤の確立や各高等教育機関の機能強化、日本型教育の海外展開など、良好で質の高い基盤を整備することが重要である。併せて、教職生活の全体を通じて学び続ける教員を支援するため、教職大学院における現職教員の教育・研修機能の強化を推進していくことが重要である


(新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等)

- 新しい教育課程の実施を含めた次世代の学校教育は、教職員の在り方にかかっており、障害のある子供や日本語能力が十分でない子供への対応をはじめとした個々の課題に適切に対応しつつ、社会に開かれた教育課程の実現等による質の高い教育の提供に向け、小学校専科指導をはじめとする学校の指導体制を整備していくことが必要である。
- 日本の教員は、教科の指導や生徒指導、部活動などを一体的に行っており、その教育方法は国際的にも高く評価されているが、負担も大きいことが指摘されている。複雑化・多様化する課題に対応しつつ教育の質を保証し、社会に開かれた教育課程を実現していくためにも、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力を育成するなど、新しい時代の教育を担うための教員を養成するとともに、チームとしての学校を実現するための体制を構築することが必要である。併せて、学校・家庭・地域がそれぞれの立場から子供の教育に責任を持ち、それぞれの教育機能をいかに発揮し、相互に連携協力しながら子供を支え、育むことが重要である。

以下省略

## 第3期教育振興基本計画への追加要望項目

- 要望2 第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群（案）  
1.夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する  
目標（3） 健やかな体の育成  
【資料4－5（40頁）】

 学校健康診断の結果をまとめる学校保健統計を、具体的な疾病や異常の分析を詳細にできるように、健康診断の項目、診断票様式、データ収集・保管の方法の見直しなどより科学的なエビデンス構築が可能な体制にする。

1.夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する  
 目標（3） 健やかな体の育成

【現状】

目標（3） 健やかな体の育成

生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を育成する。

（測定指標候補）

- ・ 子供の体力水準を平成33年度までに昭和60年頃の水準まで引き上げる<sup>41</sup>
- ・ 朝食を欠食する児童生徒の割合の改善
- ・ 毎日、同じくらいの時刻に寝ている、毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合の改善
- ・ むし歯（う歯）の者のうち処置完了者の割合の改善

（参考指標候補）

- ・ 児童生徒（10～14歳）の睡眠時間
- ・ 肥満傾向児の出現率
- ・ 痩身傾向児の出現率

○ 学校保健・学校給食、食育の充実等

- ・ 多様化・深刻化する子供の健康課題に対応するため、学校保健に関する教職員の資質・能力の向上や、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の活用促進を図るとともに、体育・保健体育などの教科学習を中核として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実する。また、学校保健委員会の設置や学校保健関係団体の資源や情報の活用等を通じて、学校、家庭、地域の専門機関等の連携による保健管理等を推進する。さらに、教育委員会、首長部局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校保健会等、関係機関間の連携の仕組みの構築を促すとともに、関係省庁が連携し取組を推進する。

【文章の追加】

併せて、学校健康診断の結果をまとめる学校保健統計を、具体的な疾病や異常の分析を詳細にできるように、健康診断の項目、診断票様式、データ収集・保管の方法の見直しなどより科学的なエビデンス構築が可能な体制にする。